



発行 東京都

目次

128

規則

○東京都漁業調整規則の一部を改正する規則……（産業労働局農林水産部水産課）…

規則

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京都漁業調整規則の一部を改正する規則

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第四条」に、「（第七条―第三十三条）」を「（第五条―第三十二条）」に、「漁業の取締等（第三十四条―第五十五条）」を「漁業調整に関するその他の措置（第三十三条―第四十四条）」に、「第四章 罰則（第五十六条―第五十九条）」を「第四章 漁業の取締り（第四十五条―第四十八条）」に改める。

第一条中「昭和二十四年法律第二百六十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「あいまつて」を「相まつて」に、「、漁業取締その他」を「及び」に、「あわせ

て漁業秩序の確立を期する」を「もつて漁業生産力を発展させる」に改める。

第二条中「漁業法第八十四条第一項に規定する」を削る。

第三条ただし書中「者が第七条第一号イ又は第二号イ、ロ若しくはタからネまでに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合は、その住所を所管する道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出」を「者が、第九条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する道府県の知事の意見書を添え」に改める。

第四条中「漁業法」を「法」に、「別記第一号様式により」を「次に掲げる事項を記載した届出書を提出して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第五条及び第六条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第五条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第六号から第八号まで及び第二十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 かんめ漁業 あおうみがめをとることを目的とする漁業

二 さんご漁業 さんごをとることを目的とする漁業

三 火光利用さば漁業 総トン数五トン以上の船舶を使用し、かつ、火光を利用して、一本釣り又はたもすくいによりさばをとることを目的とする漁業

四 とびうお流し刺し網漁業 動力漁船を使用して流し刺し網によりとびうおをとることを目的とする漁業

五 とびうお流しまき網漁業 動力漁船を使用して流しまき網によりとびうおをとることを目的とする漁業

ことを目的とする漁業

六 いそ魚寄せ網漁業 いそ魚寄せ網により行う漁業

七 固定式刺し網漁業 東京都内湾海域（千葉県と東京都との境から東京都と神奈川県との境に至る地先海面。以下同じ。）を除く海面において固定式刺し網（三枚網及び重ね網を含む。）により行う漁業

八 建て切り網漁業 建て切り網（方言建て網を含む。）により行う漁業

九 四そう張り網漁業 四そう張り網により行う漁業

十 機船船びき網漁業 機船船びき網により行う漁業

十一 小型まき網漁業 総トン数五トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業（第五号に掲げるとびうお流しまき網漁業を除く。）

十二 刺し網漁業 東京都内湾海域を除く海面において刺し網により行う漁業（第四号に掲げるとびうお流し刺し網漁業及び第七号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）

十三 棒受け網漁業 総トン数五トン以上の船舶を使用して棒受け網により行う漁業

十四 底立てはえ縄漁業 底立てはえ縄により行う漁業

十五 かつお・まぐろ釣り漁業 小笠原村地先海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して釣りによいかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十六 まぐろはえ縄漁業 小笠原村地先海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して浮きはえ縄によりまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十七 底魚一本釣り漁業 小笠原村地先海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して一本釣りによ海底魚をとることを目的とする漁業

十八 底はえ縄漁業 小笠原村地先海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して底はえ縄により行う漁業（第十四号に掲げる底立てはえ縄漁業を除く。）

十九 ひき縄漁業 小笠原村地先海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用してひき縄により行う漁業

二十 地びき網漁業 地びき網により行う漁業

二十一 潜水器漁業 小笠原村地先海面を除く海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

む。）により行う漁業

二十二 小型定置漁業 小笠原村地先海面において小型定置により行う漁業

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第六条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第七条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第八条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第九条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第五条第一項第一号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 知事許可漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第十條 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、東京海区漁業調整委員会（以下「海区漁業調整委員会」という。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十一條 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会

の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第十二條 知事は、許可（第八條第一項及び第十五條第一項の規定によるものを除く。

以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十五條第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第十條第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができなるときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならぬ。

（公示における留意事項）

第十三条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めなければならないものとする。

（許可等の条件）

第十四条 知事は、漁業調整その他公益上必要があるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法

律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによること適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第十六条 許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第十七条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十二条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十八条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第二十条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十一条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十四条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第九十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第二百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第二百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行

わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十二条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に
応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告し
なければならない。

知事許可漁業の種類	期限
さんご漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、建て切り網漁業及び底はえ縄漁業	毎年一月三十一日まで
かつお・まぐろ釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業	毎年三月三十一日まで
中型まき網漁業	毎年四月十五日まで
ひき縄漁業	毎年四月三十日まで
底立てはえ縄漁業	毎年五月二十日まで
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業	毎年七月三十一日まで
かめ漁業	毎年八月三十一日まで
潜水器漁業	毎年十月三十一日まで
とびうお流し刺し網漁業(小笠原村地先海面において行うものに限る。)及びとびうお流しまき網漁業	毎年十一月三十日まで
とびうお流し刺し網漁業(小笠原村地先海面を除く海面において行うものに限る。)	操業月の翌月十日まで
いそ魚寄せ網漁業、四そう張り網漁業、機船船びき網漁業、底魚一本釣り漁業、地びき網漁業及び小型定置漁業	毎年十二月三十一日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第十条第一項第二号又は第十一
条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、海区漁業調整委員会の意見
を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したとき
は、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消
し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項
の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
い。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により
行わなければならない。
(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十四条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整
委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停
止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
(許可証の交付)

第二十五条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可
証を交付する。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 漁業種類
- 三 操業区域及び漁業時期
- 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 五 許可の有効期間
- 六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十六条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十九条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第三十条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十七条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

三 第十八条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定により、許可を変更したとき。

五 第二十八条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十一条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十二条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記第一号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り

消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置
第三章中第三十四条の前に次の一条を加える。

(漁業の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

一 沖縄式追込網

二 潜水器(簡易潜水器を含む。小笠原村地先海面において行うものに限る。)

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物は」を「水産動物を」に、「当該下欄に掲げる期間は、これを」を「同表の下欄に掲げる期間中、」に改め、同項ただし書中「漁業権またはこれに係る入漁権に基いて」を「組合員行使権に基いて」に、「、流も」を「又は流も」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動物	禁止期間
しらひげうに(殻長六センチメートルを超えるものに限る。)	四月一日から五月三十一日まで
みつかどばいぶうに(殻長六センチメートルを超えるものに限る。)	七月一日から八月三十一日まで
あさひがに	七月一日から同月三十一日まで
せみえび(全長(目のつけねから尾の末端までの長さ)をいう。ぞうりえびの項において同じ。)(十三センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで
ぞうりえび(全長十三センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで
あわび(殻長十一センチメートルを超えるものに限る。)	十一月一日から十二月三十一日まで
くもがい	七月一日から八月三十一日まで
さざえ(まるさざえを含む。以下同じ。)(殻長五センチメートルを超えるものに限る。)	七月一日から八月三十一日まで

る。)

しやこがい(殻長十五センチメートルを超えるものに限る。)

すいじがい

たけのこがい

とこぶし(殻長四・五センチメートルを超えるものに限る。)

ひろせがい(殻長五センチメートルを超えるものに限る。)

ほらがい

てんぐさ

第三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第三十五条第三項を削り、同条を第三十四条とする。

第三十六条の見出し中「大きさ」を「全長等」に改め、同条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物は」を「水産動物であつて」に、「当該」を「同表の」に、「ものは、これ」を「もの」に改め、同項ただし書中「漁業権又はこれに係る入漁権」を「組合員行使権」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動物	大きさ
うなぎ	全長二十四センチメートル以下
たかべ	全長十センチメートル以下
ぶり	全長十五センチメートル以下
しらひげうに	殻長六センチメートル以下
みつかどばいぶうに	殻長六センチメートル以下
せみえび	全長(目のつけねから尾の末端までの長さ)をいう。ぞうりえびの項において同じ。)(十三センチメートル以下)

ぞうりえび	全長十三センチメートル以下
あさり	殻長二・五センチメートル以下
あわび	殻長十一センチメートル以下
さざえ	殻長五センチメートル以下
しやこがい	殻長十五センチメートル以下
とこぶし	殻長四・五センチメートル以下
はまぐり	殻長四センチメートル以下
ひろせがい	殻長五センチメートル以下

第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を削る。

第三十八条の見出し中「及び漁法」を「漁法」に改め、同条中「次に」を「何人も、次に」に、「水産動物」を「水産動物」に改め、同条第三号中「もの」の下に「をいう」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 集魚灯を使用してする漁法
第三十八条に次の一項を加える。

2 前項第七号の規定は、漁業者が次に掲げる漁業を営む場合については適用しない。

- 一 釣りによりいかをとることを目的とする漁業
- 二 たも網又は敷網によりとびうおをとることを目的とする漁業
- 三 火光利用さば漁業
- 四 棒受け網漁業
- 五 総トン数五トン未満の船舶を使用して一本釣り又はたもすくいによりさばをとることを目的とする漁業
- 六 次の表の上欄に掲げる区域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間中、総トン数五トン未満の船舶を使用して棒受け網により行う漁業

区	域	期	間
1 次	イ	四月一日から十二月三十一日まで	だ線によつて囲まれた水面 北緯三十四度三十七分十二秒(測量法) (昭和二十四年法律第百八十八号)第十一

条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十四分四十九秒の点

- ロ 北緯三十四度二十二分十二秒、東経百三十九度三十四分四十九秒の点
- ハ 北緯三十四度二十二分十二秒、東経百三十九度十九分四十九秒の点
- ニ 北緯三十四度三十七分十二秒、東経百三十九度十九分四十九秒の点

2 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの点を順次結んだ線によつて囲まれた水面

- イ 北緯三十四度八分十二秒、東経百三十八度五十九分四十九秒の点
- ロ 北緯三十三度四十八分十二秒、東経百三十八度五十九分四十九秒の点
- ハ 北緯三十三度四十八分十二秒、東経百三十八度三十七分四十九秒の点
- ニ 北緯三十三度五十分十二秒、東経百三十八度三十七分四十九秒の点
- ホ 北緯三十四度八分十二秒、東経百三十八度五十一分四十九秒の点

第三十八条を第三十六条とする。

第三十八条の二の見出し中「禁止区域」の下に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「小笠原村地先海面」を「何人も、小笠原村地先海面」に、「海域」を「区域」に改め、「いせえび」の下に「(かのこいせえび、しまいせえび、ごしきえび及びにしきえびを含む。以下同じ。)」を加え、「採捕する」を「とる」に改め、「たからがい」の下に「(はちぢようだから、ほしだから及びうみうさぎに限る。以下同じ。)」を加え、同条第一号中「ニ」を「及びニ」に、「ホと」を「ホ及び」に、「及び」を「並び」に、「海域」を「水面」に改め、同条第二号及び第三号中「イと」を「イ及び」に、「ハと」を「ハ及び」に、「及び」を「並び」に、「海域」を「水面」に改め、同条第四号中「ニ」を「及びニ」に、「線と」を「線並び」に、「海域」を「水面」に改め、同条第五号中「線と」を「線並び」に、「海域」を「水面」に改め、同条第六号中「ニ」を「及びニ」に、「線と」を「線並び」に、「海域」を「水面」に改め、同条第七号中「ハ」を「及びハ」に、「ニと」を「ニ及び」に、「及び」を

四月一日から十二月三十一日まで

「並びに」に、「海域」を「水面」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
あおうみがめ(曲甲長(背甲の先端から末端までの背甲にそつた長さをいう。以下同じ。)七十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
あおうみがめ(曲甲長七十五センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から七月三十一日まで	小笠原村地先海面
いせえび(全長(目のつけねから尾の末端までの長さをいう。以下この表において同じ。)十三センチメートル以下のものに限る。)	周年	小笠原村地先海面を除く海面
いせえび(全長十三センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで	小笠原村地先海面を除く海面
いせえび(全長二十二センチメートル以下のものに限る。)	周年	小笠原村地先海面
いせえび(全長二十二センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで	小笠原村地先海面
たからがい	七月一日から八月三十一日まで	小笠原村地先海面

2 第一種共同漁業を内容とする組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の規定は適用しない。

3 何人も、あおうみがめの産んだ卵を採捕してはならない。

4 第一項又は前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第三十九条及び第四十条を削る。

第四十一条中「当該」を「それぞれ同表の」に改め、同条の表中「棒受け網漁業」を「棒受け網により行う漁業」に、「集魚燈」を「集魚灯」に、「火光利用さば漁業」を「火光を利用して、一本釣り又はたもすくいによりさばをとることを目的とする漁業」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 竿釣り及び手釣り(まき餌釣りを除く。)
- 二 たも網及びさ手網
- 三 投網(船を使用しないものに限る。)
- 四 やす及びは具(貝まきを除く。)
- 五 徒手採捕
- 六 ひき縄釣り

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究のために水産動物を採捕する場合

3 第一項各号に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(遊漁者等の水産動物の採捕の禁止)

第四十一条 何人も、次に掲げる水産動物を採捕してはならない。

- 一 あおうみがめ

- 二 造礁さんご類(小笠原村地先海面におけるものに限る。)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 法第五十七条第一項の許可を受けた者が、当該許可に基づいてかめ漁業又はさんご漁業を営む場合

- 二 試験研究のために採捕する場合

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第四十二条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があるとき、その者に対して除去に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十三条 漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)が港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する水域をいう。)内においてこれらの行為をする場合は、この限りではない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

第四十四条及び第四十四条の二を削る。

第四十五条第一項中「水産動植物の種類」を「水産動植物の種類」に、「期間」を「期間若しくは区域」に、「または」を「又は」に、「若しくは禁止」を「又は禁止」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第二項中「別記第

十一号様式による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号又は船舶の番号(船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第十七条ノ二第一項第一号の番号をいう。次項第七号において同じ。)若しくは船舶検査済票の番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

第四十五条第三項中「別記第十二号様式による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号又は船舶の番号若しくは船舶検査済票の番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

第四十五条第四項中「あたり、制限または」を「当たり、」に改め、同条第五項中

「経過」を「結果」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「事項を」を「事項につき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「、第三項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十一条」を「第二十六条」に、「または第七項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第四十四条とする。

第四十九条及び第五十条を削る。

第五十一条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「漁業法第七十二条」を「法第二百二十二条」に、「または」を「又は」に、「命ぜられた者」を「命じられた者」に、「その命ぜられた」を「、その命じられた」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十二条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第五十条とする。

第五十三条第一項中「第十四号様式」を「第三号様式」に、「見易い」を「見やすい」に、「電灯」を「電燈」に改め、同条第二項中「公示する」を「、公示する」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の見出し中「流し網漁業」を「とびうお流し刺し網漁業」に改め、同条中「船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者」を「操業責任者」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(添付書類の省略)

第五十三条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第五十五条を削る。

第四章を第六章とする。

第五十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十五条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、

第四十二条第一項、第四十三条又は第四十五条第六項」を「第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条第一項、第三項若しくは第四項、第三十九条、第四十二条第一項又は第四十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十四条、第三十二条第一項、第四十二条第三項又は第四十五条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を「第四十三条第三項」に、「付けられた制限又は」を「付けた」に改め、同項第三号中「第三十二条第一項」を「第二十四条第一項、第四十二条第二項又は第四十六条第一項」に、「よる操業の停止の」を「基づく」に改め、同項第四号を削り、第六章中同条を第五十四条とする。

第五十七条中「第十一条第一項（第四十五条第九項）を「第二十六条第一項（第四十四条第八項）」に、「第十三条第一項若しくは第二項または第四十四条第一項及び第四十四条の二」を「第三十二条、第四十条第一項又は第四十一条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十八条中「または」を「又は」に、「従業者がその法人」を「従業者が、その法人」に、「第五十六条」を「、第五十四条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十九条中「第十一条第三項（第四十五条第九項）を「第十八条第二項、第二十条第二項、第二十六条第三項（第四十四条第八項）」に、「第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十五条第五項」を「第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第一項若しくは第二項又は第四十四条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十四条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第四十五条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずるこ

とができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十六条を削る。

第四十七条第一項中「、漁業の許可」を「、第五条第一項の許可」に、「者につき、合理的に判断して」を「者が」に、「事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者」を「行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者」に、「漁業に従事する」を「違反に係る漁業に使用する」に改め、同条第二項中「前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を」を「前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第四十七条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第五条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付けかつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができ。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。
第四十八条を次のように改める。

（停船命令）

第四十八条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができ。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記第二号様式による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第四十八条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

別記第一号様式(1)から第五号様式までを削る。

別記第六号様式中「第6号様式」を「別記」

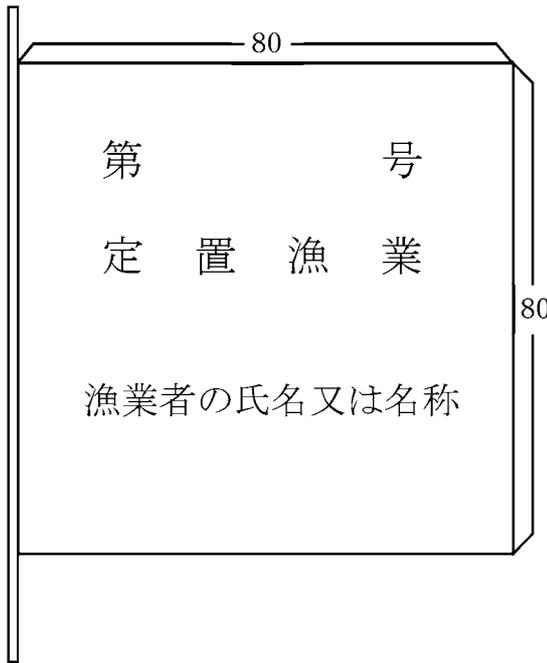
別記第一号様式とする。 第1号様式（第32条関係）」に改め、同様式を

別記第七号様式から第十二号様式までを削る。

別記第十三号様式中「第13号様式」を「第2号様式（第48条関係）」に改め、同様式

を別記第二号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式 (第51条関係)



備考

- 1 標識は赤色の布地とする。
- 2 数字は、センチメートルを示す。
- 3 定置は、例示である。

別記第十四号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十九条の規定によりこの規則による改正後の東京都漁業調整規則第四十四条第一項の規定によってしたものとなされるこの規則による改正前の東京都漁業調整規則第四十五条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

発 行 東 京 都
 東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本 号
 一 箇 月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

